

2020年6月2日

公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会

大会における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

本ガイドラインは、スポーツチャンバラ競技会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症予防のための基準や留意点を、スポーツ庁・公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本レクリエーション協会の指針等を参考に、スポーツチャンバラの特性を踏まえてまとめたものです。

1. 大会開催時の原則事項

(1) 大会開催の可否

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という）が発令されている都道府県では大会開催不可とする。
- ・ 開催地において緊急事態宣言が発令されていない場合であっても、近隣都道府県において緊急事態宣言が発令されており、大会開催により、選手ならびに関係者の流入が見込まれる場合には、大会開催不可とする。
- ・ 緊急事態宣言が発令されていない都道府県での大会開催であっても、都道府県間の移動の自粛が求められている場合には、他の都道府県からの選手・役員の参加を認める大会開催は不可とする。
- ・ 上記に該当しない場合であっても、開催地において、新型コロナウイルス罹患者が急増するなど、公衆衛生上の危険が生じていると考えられる場合は、大会開催不可とする。

・緊急事態宣言が解除された直後など、参加選手およびスタッフが、いまだ試合に向けたコンディション調整が完了していないと思われる時期の大会開催は不可とする。

(2) 大会開催の基礎条件

・大会に関わる関係者、参加選手、スタッフ、役員（以下「大会参加者」という）が日常において、厚生労働省が発出する「新しい生活様式」に従って、感染対策を実践していること。

・大会会場において、大会の主催者が、下記に定める感染防止対策を十分に実行できる状況にあること。

(3) 大会開催の具体的条件

- ① 手指消毒液、マスク、ビニールシート、フェイスガードなどの感染予防用品を、大会参加者の人数に応じて、十分に準備可能であること。
- ② 大会参加者全員の氏名および連絡先を事前に把握し、2週間前からの検温などの必要事項を伝達しうる状況にあること。
- ③ 大会参加者から新型コロナウイルス陽性者が出た場合等の対応について、事前に大会開催地の自治体衛生部局と打合せを実施していること。
- ④ 電子的な受付や、参加費の事前振込決済などにより、大会当日の対面による受付や現金支払等を極力削減しうる体制にあること。
- ⑤ 大会会場において、大会参加者が、必要事項（マスク着用・ソーシャルディスタンスの確保等）を遵守しているか、会場内を巡回して確認する人員が配置されていること。
- ⑥ 窓の開放や換気設備の稼働により、十分な換気を行える会場を確保していること。
- ⑦ 大会会場の広さが、大会参加者の密集を避けるために十分な広さであること。
- ⑧ 大会で出たゴミを安全に廃棄できる体制が確保されていること。

2. 大会開催時のガイドライン

(1) 大会参加者の募集におけるガイドライン

大会参加者を募集する際には、大会要項・案内状に下記の事項を明記すべきである。

- ① 大会当日、下記の状況にあるときは、大会参加をキャンセルすべきこと。
 - 体調がよくない場合（例：37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
 - 2週間以内に、新型コロナウイルス罹患者との濃厚接触（2メートル以内の距離における15分以上の会話）があった場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航をした場合又は渡航をした者との濃厚接触をした場合
- ② 大会当日にマスクを持参すること。
- ③ 大会参加者全員が、住所・電話番号・メールアドレスなどの連絡先情報を大会主催者に提供すること。
- ④ 選手間の用具の貸し借りは不可であり、選手全員が各自の用具を準備しなければならないこと。
- ⑤ 大会後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、ただちに大会主催者に報告しなければならないこと。
- ⑥ 大会当日までの間に、開催地で緊急事態宣言が発令されたり、新型コロナウイルス罹患者が急増するなどした場合には、大会を中止する可能性があること、その場合に、すでに確保した交通手段のキャンセル料の支払など、大会参加のための経費は、大会参加者各自の負担となること。
- ⑦ その他感染防止のための必要事項について、大会主催者の指示に従うこと。

⑧ 上記のような対策を踏まえても、新型コロナウイルス感染の可能性をゼロにすることは不可能であり、大会参加者は、常に感染リスクが存在することを理解した上で大会に参加しなければならないこと。

(2) 大会当日の受付におけるガイドライン

- ①感染防止のための遵守事項を受付に大書して掲示すること。
- ②非接触式体温計ないしサーモカメラを備置し、大会参加者の検温を行うこと（37.5度以上の発熱がある者は入場を拒否すること）。
- ③人と人が対面する場所には、ビニールシートなどを設置し、飛沫の拡散防止を図ること。
- ④受付スタッフはマスクを着用すること。
- ⑤一定間隔に目印をつけそこで待機させるなどして、待機列における密集を避けること。
- ⑥大会参加者から別紙様式に基づく参加者健康確認書を提出させること。

(3) 大会会場施設の整備にかかるガイドライン

- ①手洗い場には十分なハンドソープを用意すること。
- ②更衣室での密集を避けるため利用人数の制限など必要な措置をとること。
- ③飲料を提供する場合は、使い捨ての容器を使用すること。
- ④観客を会場に入れる場合は、観客席を間引くなど、観客の密集を避ける措置を取ること。
- ⑤会場内に入場させる人員は、最大でも通常時の当該施設の収容定員の50%以下とすること（別途会場から定めがある場合は、それに従うこと）。

(4) スポーツチャンバラ競技実施時のガイドライン

※以下は原則的な要請であり、適宜、熱中症・酸欠等の回避のため、マスク外すなど必要な措置を取ることが差支えない。

①大会参加者は、入浴し、髪を洗い、爪を切り、清潔な服を持参して来場すること。

試合着を予め着用して来場する場合は、上からジャージ等を羽織るなどして、試合着が外気に触れないように配慮すること。

大会の後は、試合着を着替え、帰宅後にただちに入浴すること。また大会で使用した用具の消毒を行うこと。

②できるだけ大会会場内のトイレを使用しないでも済むように、トイレを済ませてから来場すること

③審判・役員は、原則として常時マスクおよびフェイスガードを着用すること。

④参加選手は、試合中以外の時間（開会式・閉会式中など）は、原則としてマスクを着用すること。

⑤試合中においては、参加選手に、マスクの着用を求める必要はないものとする。

⑥基本動作の試合においては、選手間、選手と審判間の距離が、最短でも2メートル以内に近づくことのないように、コートや開始線、審判席を設営すること。

⑦試合待機中の選手が、2メートル以内に密集することのないよう、待機線などを設定すること。

⑧異議を検査役に述べる際は、選手はその場で挙手の上、簡潔に異議の要旨を述べることとし、選手と検査役・審判間の距離が、2メートル以内に近づくことのないようにすること。

⑨主審は、「待て」「分かれ」などの号令を適切に発して、選手間で十分な間合いが保たれるように計らうこと。

⑩選手以外の観客等は、不要不急の発声（声援等）を控えること。

⑪試合後の選手間の握手やハイタッチ等の接触は控えること。

⑫試合が終わった選手は速やかに競技場から退出し、指定された観戦場所で観戦すること（コート脇に滞留しての観戦等を行わないこと）。

- ⑬面・楯・剣などの用具を選手間で貸し借りすることは控えること。
- ⑭飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
- ⑮表彰式でメダル・表彰状を授与する際にも、可能な限り飛沫拡散防止措置を講じること
- ⑯大会参加者は、ドリンクの回し飲みや、タオルの共用をしないこと。
- ⑰弁当ガラやティッシュ、ナプキン、使用済みのマスクなどのゴミは、ビニール袋等に入れて密閉し、各自で持ち帰ること。
- ⑱大会後に記念写真の撮影等を行う際も、極力密集を回避すること。

(参考とさせていただいた資料)

- ・「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月29日) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
- ・「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」(令和2年5月28日) 公益財団法人日本レクリエーション協会
- ・「新型コロナウイルス感染対策スポーツ・運動の留意点と、運動事例について」(令和2年5月25日) スポーツ庁